

加古川市手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成18年9月26日福祉部長決定）第3条第1項第6号の意思疎通支援事業として、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児であつて、聴覚又は音声若しくは言語機能に障害がある者（以下「聴覚障害者等」という。）が、円滑な意思の疎通を図るうえで支障がある場合に、手話通訳士又は手話通訳者の資格を有する者（以下「通訳者」という。）を派遣し、コミュニケーションの伝達手段を確保することにより、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(派遣対象者)

第2条 通訳者の派遣対象者は、本市に居住し、手話によって円滑な意思の疎通を図ることができる聴覚障害者等又は本市に主たる事務所を有し、障害者又はその家族で構成する障害者団体（以下「派遣対象障害者団体」という。）とする。

(派遣対象者の登録)

第3条 聴覚障害者等は、通訳者の派遣を受けるときは、あらかじめ手話通訳者派遣登録を受けるものとする。

2 前項の手話通訳者派遣登録を受けようとする聴覚障害者等は、加古川市手話通訳者派遣対象者登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の登録をしたときは、当該聴覚障害者等にその旨を通知するものとする。

(派遣対象事由及び区域)

第4条 通訳者の派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 前条第3項の規定により登録された聴覚障害者等（以下「派遣対象聴覚障害者等」という。）が、各種届出又は相談等のため、官公庁、学校等の公的機関へ赴く場合

(2) 派遣対象聴覚障害者等が、病気、出産、健康管理等のために、医療機関へ赴く

場合

- (3) 派遣対象聴覚障害者等の権利又は義務に関わる重要な用件の場合
- (4) 派遣対象障害者団体の総会又は理事会その他当該団体の運営に関する会議に手話によって円滑な意思の疎通を図ることができる聴覚障害者等が出席する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

2 次条第2項の規定により登録した通訳者の派遣の区域は、加古川市内とする。ただし、通訳者の同意を得た場合は、本市に隣接する市町に派遣することができる。

(通訳者の登録)

第5条 加古川市手話通訳者（以下「登録通訳者」という。）として登録を受けようとする者は、加古川市手話通訳者登録申込書（様式第2号）に、次に掲げるいずれかの資格を証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験に合格したことが分かるもの
- (2) 手話通訳者全国統一試験に合格したことが分かるもの

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、登録するものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、第1項の規定による申込みをした通訳者にその旨を通知するものとする。

4 市長は、次に掲げるときは、第2項の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みがあったと認められるとき。
- (2) 登録通訳者が、第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 登録通訳者として活動する意思がないと認められることを確認したとき。

5 前各項の規定にかかわらず、ひょうご通訳センターその他通訳者の派遣を行っている団体に登録されている通訳者は、登録通訳者とみなす。

(派遣の申請)

第6条 登録通訳者の派遣を受けようとする派遣対象聴覚障害者等又は派遣対象障害者団体（以下「派遣申請者」という。）は、希望する日の7日（加古川市の休日を

定める条例（平成2年条例第1号）第2条の休日を除く。）前までに、加古川市手話通訳者派遣申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（登録通訳者の派遣）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を加古川市手話通訳者派遣決定／却下通知書（様式第4号）により、派遣申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣を決定したときは、派遣可能な登録通訳者を手配し、手話通訳依頼書（様式第5号）により、当該登録通訳者に依頼するものとする。

3 市長は、急病、事故その他の緊急時においては、前2項に規定する手続を経ることなく、登録通訳者を派遣することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、ひょうご通訳センターに登録通訳者の派遣を依頼することができる。

5 市長は、派遣先が遠隔地である等の理由により必要があると認めるときは、他の市町村に登録通訳者の派遣を依頼することができる。

（業務報告）

第8条 前条の規定により派遣された登録通訳者は、業務終了後、速やかに加古川市手話通訳者派遣業務報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（手話通訳者登録証）

第9条 市長は、登録通訳者に加古川市手話通訳者登録証（様式第7号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。ただし、第5条第5項の登録通訳者に対しては、交付を省略することができる。

2 登録通訳者は、その業務を行うときは、常に登録証を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 登録通訳者は、登録証の記載内容に変更があるとき又は登録証を紛失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 登録通訳者は、登録の取消の決定を受けたときは、登録証を市長に返還しなければならない。

(登録通訳者の責務)

第 10 条 登録通訳者は、障害者福祉に対する正しい知識の修得と手話技術の向上に努めなければならない。

2 登録通訳者は、派遣を受けた者の人権を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。登録通訳者を辞した後も、また、同様とする。

(費用負担)

第 11 条 登録通訳者の派遣に要する経費は加古川市の負担とする。ただし、待ち合わせ場所から業務を終えるまでの登録通訳者の移動に要する費用は、当該派遣を受けた者の負担とする。

(報償金)

第 12 条 市長は、第 7 条の規定により登録通訳者を派遣したときは、別表に定める報償金を当該登録通訳者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 5 項に規定する派遣に係る費用等の支払額は、派遣を依頼した他の市町村等の規定に基づく額とする。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第 13 条 市長は、登録通訳者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、登録通訳者（第 5 条第 5 項の登録通訳者は除く。）に頸肩腕障害に関する健康診断を受けさせるよう努めるものとする。

(事業の委託)

第 14 条 市長は、この事業の一部又は全部を市長が適当と認める団体に委託することができる。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の加古川市手話通訳者派遣事業実施要綱第 5 条第 1 項の登録を受けている者は、この要綱による改正後の加古川市手話通訳者派遣事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定による登録通訳者の登録を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の登録通訳者の派遣については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

通訳者の報償金

時間帯	単価
午前 5 時から午後 10 時まで	1 時間あたり 2,000 円
午後 10 時から翌日午前 5 時まで	上記金額に 1 時間あたり 500 円加算
派遣業務に従事した時間に 30 分未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、30 分以上の端数が生じたときは 1 時間として処理する。	

様式第1号 (第3条関係)

(表面)

加古川市手話通訳者派遣対象者登録申込書
(兼 緊急通報登録申請書)

年 月 日

加古川市長 様

申込者 氏名
(本人) 住所

連絡先

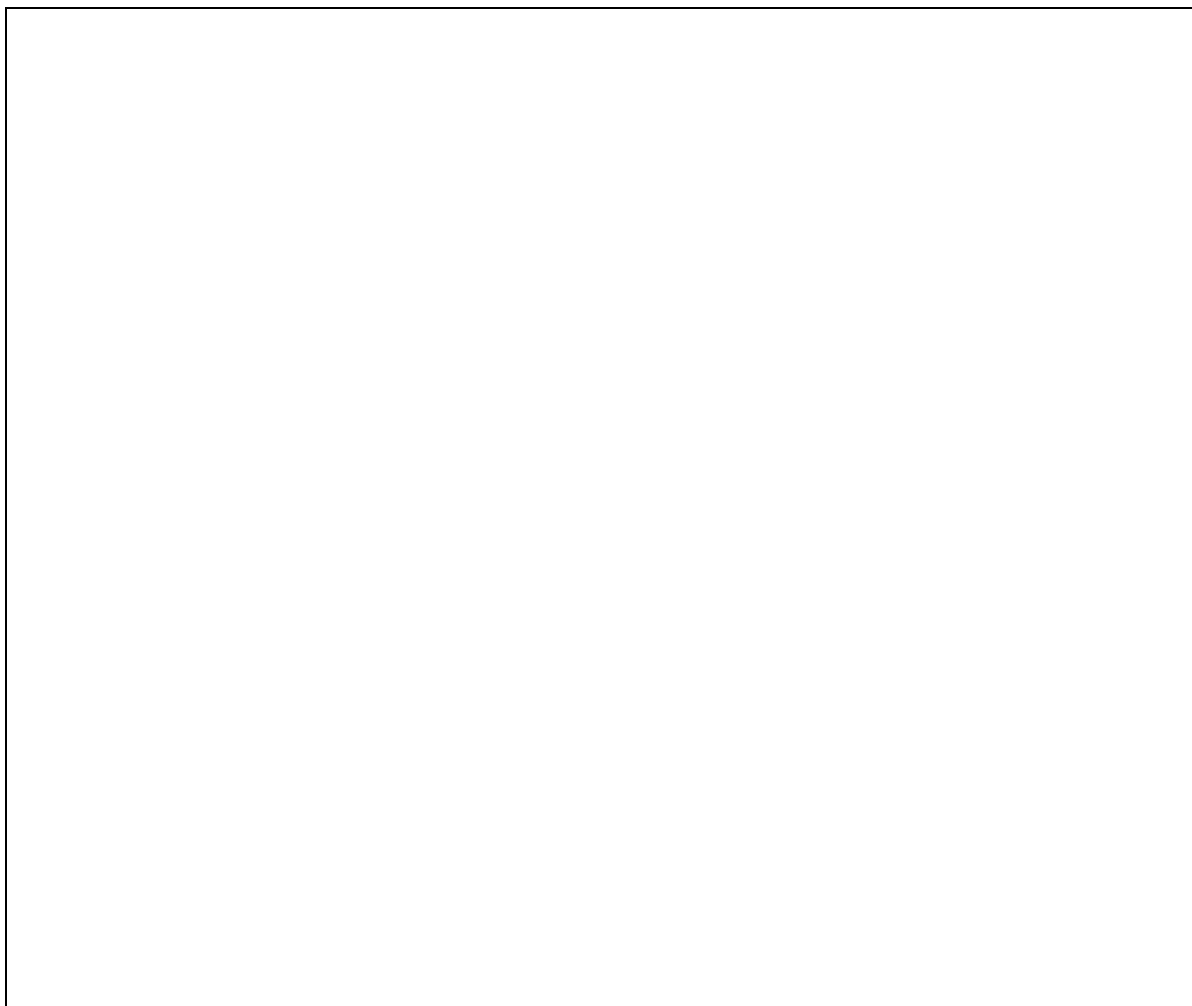
手話通訳者の派遣を受けたいので、加古川市手話通訳者派遣事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

なお、申込みにあたり、市が私の住民基本台帳及び身体障害者手帳に関する資料を調査することに同意します。

対 象 者	ふりがな				生年	
	氏名				月日	
	住所	加古川市 〔方書〕 電話・FAX () -				
手帳 内容						
	(障害名)					
家 族 の 状 況	氏名	続柄	年齢	職業	介護状況・装具使用の状況	
緊 急 連 絡 先	氏名				続柄	
	住所	〔方書〕 電話・FAX () -				
緊 急 通 報						

(裏面)

(自宅付近の略図)



(備 考)

【注意事項】

※当該申込内容に変更が生じたときは、速やかにご連絡ください。

事業の対象にならなくなった場合は、市で登録を抹消する場合があります。

様式第2号 (第5条関係)

加古川市手話通訳者登録申込書

年 月 日

加古川市長 様

申込者 氏名
(本人) 住所

加古川市手話通訳者の登録を受けたいので、加古川市手話通訳者派遣事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		職 業	
住 所			
電 話 番 号 (携帯番号)	()	F A X 番 号	
連 絡 方 法		健 康 状 態	
資 格 ・ 略 歴 等			
備 考			

様式第3号 (第6条関係)

加古川市手話通訳者派遣申請書

年 月 日

加古川市長 様

加古川市手話通訳者派遣事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり手話通訳者の派遣を申請します。

申請者	氏名		
	連絡先		
派遣日時			
派遣場所 (具体的に)			
待ち合わせ	場所(詳細)		
	時間		
用件			
その他			
		入力	受付No.

様式第4号 (第7条関係)

加古川市手話通訳者派遣 決定 通知書
却下

年 月 日
受付No.

様

加古川市長

先に申請のあった手話通訳者の派遣について、

- 1 下記のとおり派遣します。
- 2 却下します。

〔理由：

〕

記

申請者		通訳者	
派遣日時			
派遣場所			
待合せ場所		待合せ時間	
内容			
備考			
発信元			

様式第5号 (第7条関係)

手話通訳依頼書

年 月 日
受付No.

様

加古川市長

下記のとおり、手話通訳を依頼します。

記

申請者		通訳者	
派遣日時			
派遣場所			
待合せ場所		待合せ時間	
内容			
備考			
発信元			

様式第6号 (第8条関係)

加古川市手話通訳者派遣業務報告書

年 月 日

派遣申請者氏名		手話通訳者氏名			
業務実施日		受付 No.			
活動時間					
業務実施場所					
交通手段					
業務内容					
(所感・その他)					
(備考)		処	計上時間数	分類	入力
		理	時間		

（表面）

加古川市手話通訳者登録証



氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は本市手話通訳者として登録があることを証明する

年 月 日交付
加古川市長



（裏面）

加古川市手話通訳者派遣事業実施要綱（抄）

（手話通訳者登録証）

第9条 市長は、登録通訳者に加古川市手話通訳者登録証（様式第7号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。ただし、第5条第5項の登録通訳者に対しては、交付を省略することができる。

- 2 登録通訳者は、その業務を行うときは、常に登録証を携帯し、提示を求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 登録通訳者は、登録証の記載内容に変更があるとき又は登録証を紛失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 登録通訳者は、登録の取消の決定を受けたときは、登録証を市長に返還しなければならない。

（登録通訳者の責務）

第10条 登録通訳者は、障害者福祉に対する正しい知識の修得と手話技術の向上に努めなければならない。

- 2 登録通訳者は、派遣を受けた者の人権を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。登録通訳者を辞した後も、また、同様とする。